

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案の概要

<法案による主な改正点>

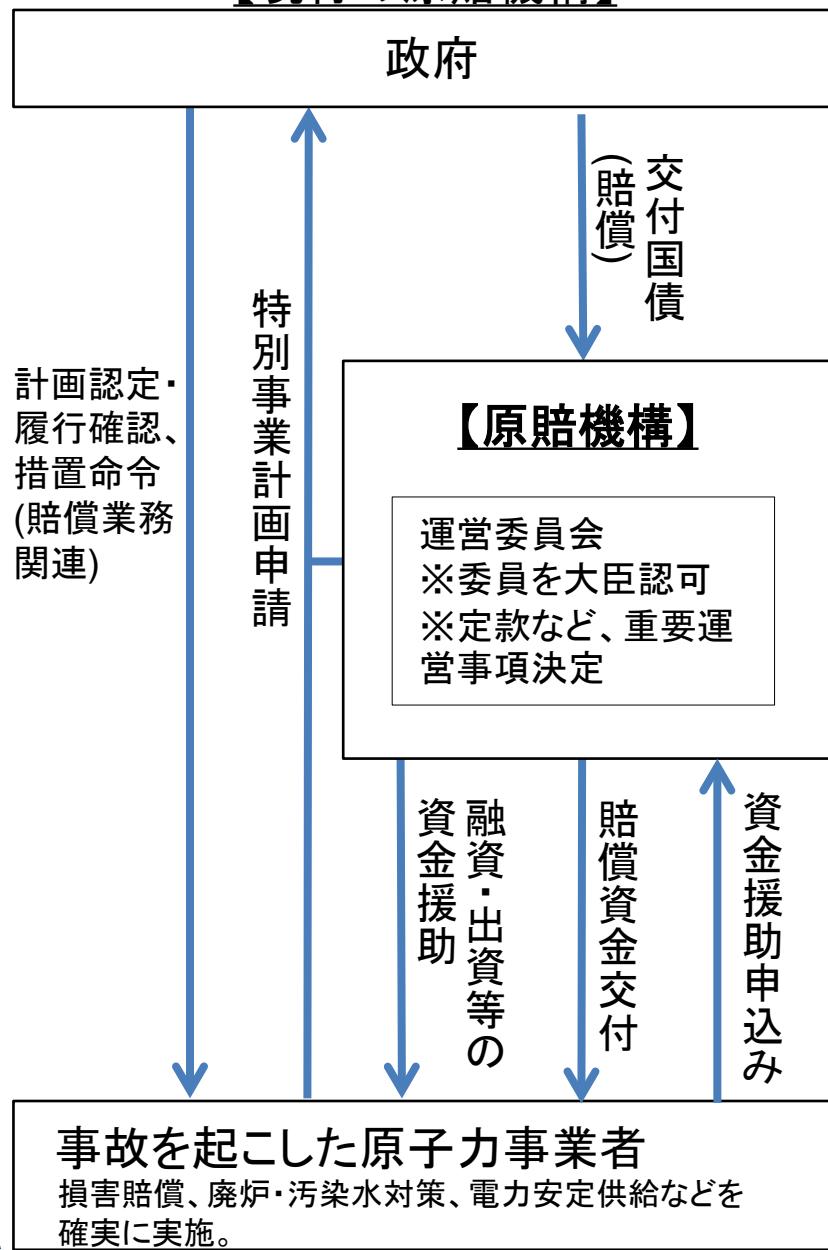
【法目的・組織関係】

- ①組織名称を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称。
法目的に「**廃炉等の適切な実施**」を追加。<第1条、第3条及び第6条>
※「**廃炉等**」は、原子炉等規制法に基づき指定された特定原子力施設(事故が発生した施設)に係る**実用発電用原子炉の廃止**(放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む。)又は**実用再処理施設に関する事業の廃止**と、法律上定義。
※**廃炉**とは、**溶融燃料の冷却・取り出し、汚染水の処理、敷地外への放射性物質の放出抑制**等を含む包括的な概念。
- ②**廃炉等関係業務の意思決定機関**として、「**廃炉等技術委員会**」を法定するとともに、**副理事長**を新設し、**理事の人数**を増加。
<第22条の2~7、第23条>

【業務関係】

- ③**廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告**。<第35条第5号>
 - ④**廃炉等に関する研究及び開発の企画・推進**。<第35条第4号、第36条の2>
 - ⑤**特別事業計画を通じた廃炉実施体制に対する国の監視機能の強化**(履行確認・措置命令等)。<第45条第2項及び第47条>
 - ⑥**廃炉等に関する業務の一部を事業者からの委託により実施可能**。<第55条の2>
 - ⑦**廃炉業務を通じて得られた知見・情報の国内外への提供**。<第35条第6号>
 - ⑧**主務大臣への廃炉業務の報告**(毎事業年度)、これを**主務大臣が公表**。<第35条の2>
- ### 【国の責務規定等】
- ⑨**国の責務規定に、汚染水による環境への悪影響の防止等の環境の保全についての配慮を追加**。また、国は、**福島第一原子力発電所の汚染水の流出の制御が喫緊の課題であることに鑑み、万全の措置を講ずる旨の附則を規定**。<第2条第2項、附則第3条>

【現行の原賠機構】



【見直し後の機構】

※現行からの改正点は赤字で記載

